

立地適正化計画等の検討経緯について

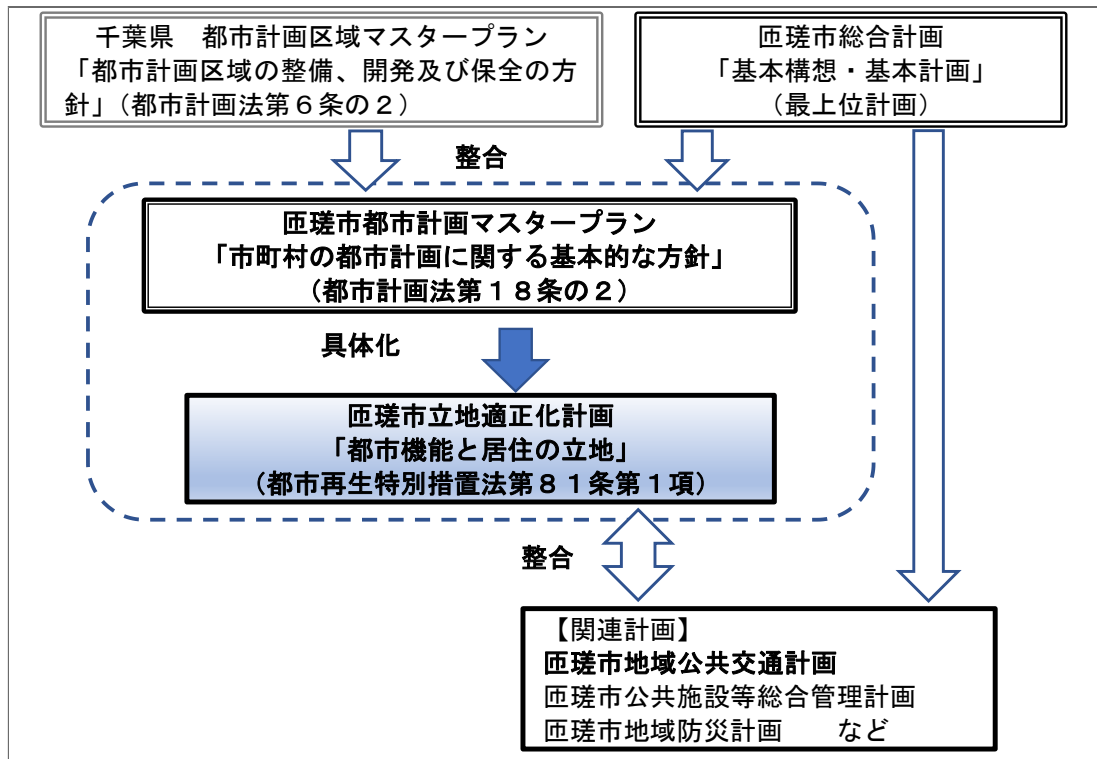
1 立地適正化計画策定の背景と目的

市では、人口減少と少子高齢化が進展するとともに、公共施設の老朽化が進行しており、今後は経済活動の縮小や税収の減少、医療費の増大等により、将来的に財政面で都市経営を継続することが困難になる可能性があります。また、市街地における人口減少や人口密度の低下により、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や公共交通の維持が困難になることが懸念されます。

今後も、持続可能なまちづくりを推進していくためには、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、居住の誘導や医療・福祉・商業等の生活サービスの充実、公共交通等の再編により都市全体の構造を見直し、集約とネットワーク化を図っていくことが重要となります。

このため、持続可能な都市構造への再構築を目指し、「匝瑳市立地適正化計画」を策定するものです。

2 立地適正化計画の位置づけ



3 匝瑳市都市計画マスタープランの修正

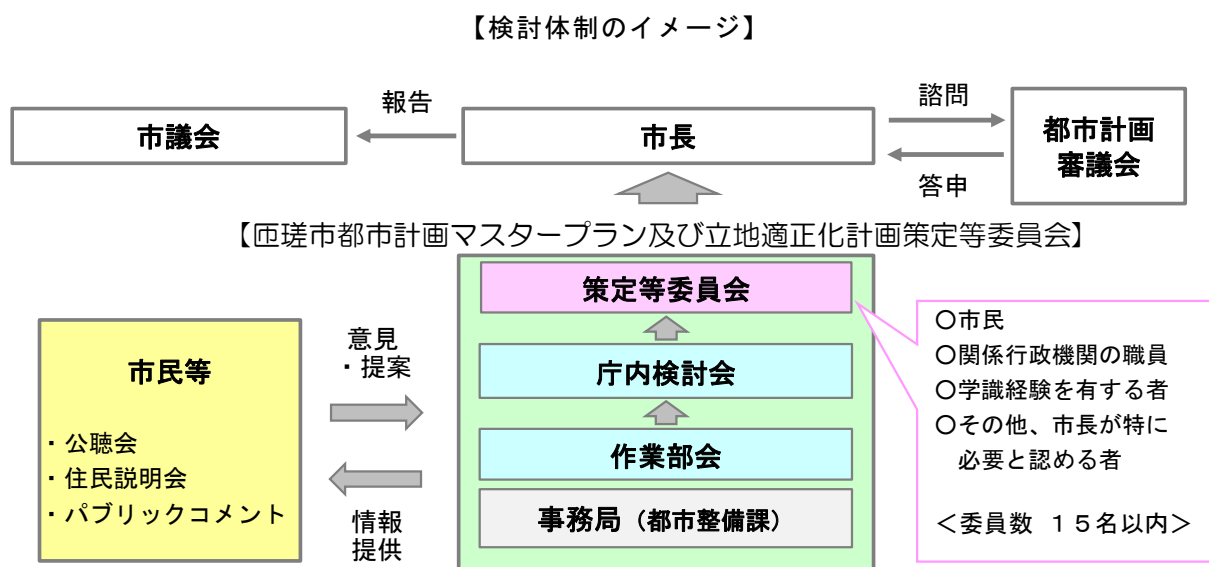
現行の都市計画マスタープラン（令和3年3月改定）では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画について位置付けられていないことから、同計画の策定に伴い、都市計画マスタープランに掲げる全体構想（分野別の基本方針等）や地域別構想等について必要な修正を行いました。

4 匝瑳市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定等委員会における検討

立地適正化計画の策定に当たっては、市民代表を含む有識者で構成する「匝瑳市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定等委員会」を設置し、計画の検討を進めました。

同委員会には、様々な視点からの検討を行うため、下部組織として副市長を会長、課長級職員を構成員とする「庁内検討会」を置き、さらに検討会の下には「作業部会」を設置する3層構造としています。

これら組織を活用し、令和5年度は、課題の抽出や分析等を中心に作業を進め、令和6年度は、居住及び都市機能の誘導に関する事項、防災指針等の計画の具体的事項について検討しました。



策定等委員会：市民、関係行政機関、学識経験者で構成し、多様な視点から検討を行い、案の取りまとめを行う。

庁内検討会：各課の課長等で構成し、計画素案の検討・調整を行い改定委員会へ提出する案を作成する。

作業部会：関係課等の職員で構成し、計画素案を作成する。

5 策定の経緯

○令和5年度

期日	内容
7月3日	第1回 庁内検討会 ・立地適正化計画に関する基本方針について ・立地適正化計画策定スケジュール(案)について
7月28日	第2回 庁内検討会 ・立地適正化計画に関する基本方針について ・立地適正化計画策定スケジュール(案)について
9月26日	第3回 庁内検討会 ・立地適正化計画策定について(案)
11月1日	第4回 庁内検討会 ・匝瑳市立地適正化計画たたき案について
11月6日	第1回 策定等委員会 ・匝瑳市立地適正化計画たたき案について
11月20日	第5回 庁内検討会 ・匝瑳市都市計画マスタープラン修正案について
2月20日	第6回 庁内検討会 ・匝瑳市都市計画マスタープラン修正案について
3月2日～ 3月22日	匝瑳市都市計画マスタープランの変更に係るパブリックコメント ※提出意見 なし
3月25日	第7回 庁内検討会 ・匝瑳市都市計画マスタープラン(案)について ・匝瑳市立地適正化計画たたき案について
3月28日	第2回 策定等委員会 ・匝瑳市都市計画マスタープラン(案)について ・匝瑳市立地適正化計画たたき案について

○令和6年度

期日	内容
8月20日	第8回 庁内検討会 ・匝瑳市立地適正化計画(素案)について
10月2日	第9回 庁内検討会 ・匝瑳市立地適正化計画(素案)について

期日	内容
10 月 17 日	第 3 回 策定等委員会 ・ 匝瑳市立地適正化計画（素案）について
10 月 19 日	匝瑳市立地適正化計画策定に係る市民説明会 ・ 匝瑳市立地適正化計画(案)等について
10 月 29 日～ 11 月 11 日	匝瑳市立地適正化計画の案等の縦覧 ※下記公聴会開催に係る都市計画等の案の縦覧手続
11 月 16 日	匝瑳市立地適正化計画の案等に係る公聴会 ※期限までに公述の申出がなかったため中止
12 月 19 日～ 1 月 20 日	匝瑳市立地適正化計画の策定に係るパブリックコメント ※提出意見 1 件・1 人